

春日井市ごみステーション設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の衛生的で快適な生活環境の保全を図り、家庭ごみを安全かつ効率的に収集するため、ごみステーションの設置及び維持管理方法について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭ごみ 春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成6年春日井市条例第7号）第2条第2項第1号に規定する家庭系廃棄物をいう。
- (2) ごみステーション ごみ収集日に、家庭ごみを排出及び収集するための一時的な集積場所をいう。
- (3) 町内会等 区、町内会及び自治会をいう。
- (4) 利用者 ごみステーションを利用する者をいう。
- (5) 集合住宅 共同住宅及び連続建住宅をいう。
- (6) 集合住宅の管理者 集合住宅の所有者（分譲マンションにあっては、管理組合等の代表者）及び管理会社をいう。
- (7) 開発行為等 戸建住宅及び集合住宅の新築並びに都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定するものをいう。
- (8) 開発事業者 開発行為等の事業を行う者をいう。

(設置)

第3条 ごみステーションの設置は、利用者と町内会等又は集合住宅の管理者が共同して行うものとする。ただし、住宅の計画戸数（以下「住戸数」という。）が4戸以上の開発行為等を行うとき（10戸未満の開発行為等において、ごみステーションの設置が困難なため近隣のごみステーションの利用について町内会等の承諾を得た場合を除く。）は、当該開発行為等を行う者が当該開発区域内に

設置しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、概ね10世帯の利用者が共同してごみステーションを設置することができる。

- (1) 解散等の事由により町内会等が存在しない場合
- (2) 町内会等の設置したごみステーションの利用が困難な場合
(設置基準)

第4条 ごみステーションの設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 概ね10世帯につき1か所とすること。ただし、前条第1項ただし書の適用を受ける場合又は市長が必要と認める場合は、この限りでない。

- (2) ごみステーションの位置等について、次のとおりであること。

ア 原則として通り抜け又は方向転換ができる公道（国道19号を除く。）に面するものであること。

イ 交差点、交差点の隅切り、横断歩道から5メートル以内でないこと。ただし、信号及び横断歩道が無く、かつ交差する道路のそれぞれの幅員が6m以下の交差点については、この限りでない。

ウ 停留所、安全地帯及び踏切から10メートル以内でないこと。

エ イ及びウに定めるほか、ごみ収集車が停車して安全に収集作業を行うことができること。

オ ごみステーションとごみ収集車の停車位置の間に収集作業の障害となる物が無いこと。

カ ごみステーションの前又は下に側溝がある場合は、蓋等を設置すること。

- (3) ごみステーションに隣接又は相対する民家等がある場合は、当該民家等の住民の了承を得たものであること。

- (4) 個人所有の土地をごみステーションとして使用する場合は、所有者の了承を得たものであること。

- (5) その他市長が必要と認める基準に該当すること。

(構造)

第5条 住戸数が4戸以上の住戸を建築する際に設置するごみステーションの構造については、住宅の形態及び住戸数の区分により、別表第1及び別表第2のとおりとする。当該ごみステーションの構造の変更又は移設をする場合も同様とする。

(協議)

第6条 ごみステーションを新設、移設又は廃止しようとする場合は、次に掲げる者は、ごみステーションに関する協議書（別記様式）を当該行為の2週間前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 町内会等
- (2) 集合住宅の管理者
- (3) 開発事業者
- (4) 利用者の中から選任された代表者（第3条第2項の規定によるごみステーションの場合に限る。）

2 自らが維持管理するごみステーションを廃止しようとする者（町内会等を除く。）は、その利用者が廃止後に利用すべきごみステーションを選定し、当該ごみステーションを維持管理する者の了承を得なければならない。ただし、廃止するごみステーションに利用者が存在しないときは、この限りでない。

3 町内会等がない地域において、ごみステーションを移設又は廃止しようとするときは、当該ごみステーションにおいて貼り紙その他の方法により、その利用者に対し2週間以上の期間を設けて周知を行わなければならない。

(維持管理)

第7条 ごみステーションは、当該ごみステーションの利用者、町内会等及び集合住宅の管理者が維持管理するものとする。

2 前項の維持管理は、次に掲げる事項を遵守し、行わなければならない。

- (1) ごみステーション及びその周辺を常に清潔に保ち、生活環境を損なわないように努め、その対策を講じること。
- (2) 家庭ごみの飛散防止措置に努めること。

(3) 家庭ごみの収集に従事する者の安全確保に十分配慮するものとし、安全確保ができない場合は、改善の措置を講ずること。

3 集合住宅の管理者は、家庭ごみの分別区分、排出日時、排出場所、排出方法等を居住者に周知するとともに、これらを遵守しない者に対して、遵守するよう指導しなければならない。

4 ごみステーションの利用者は、自ら維持管理するごみステーション以外に家庭ごみを排出しないよう努めなければならない。

5 市長は、ごみステーションの維持管理について、必要な指導及び助言を行うことができるものとする。

(利用の調整)

第8条 住戸数が10戸未満の開発行為等を行う者は、ごみステーションについて町内会等との協議が整わないときは、市長と協議するものとする。

(ごみステーションの無償使用)

第9条 寄付採納されたごみステーションは、当該ごみステーションを利用する者に無償での使用を認めるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月1日から施行し、同日以後に第5条の規定に基づく協議を行うごみステーションについて適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

- 2 改正後の第3条及び第4条の規定は、令和元年6月1日に設置するごみステーションから適用し、同日前に設置したごみステーションについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市ごみステーション設置要綱の規定は、令和4年4月1日以後に設置するごみステーションについて適用し、同日前に設置したごみステーションについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市ごみステーション設置要綱の規定は、令和8年10月1日以後に設置するごみステーションについて適用し、同日前に設置したごみステーションについては、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係） 戸建住宅

	4～9戸	10戸以上
寸法	間口を1.5m以上、奥行きを1m以上2m以下とし、最低でも1.5㎡の面積とした上で、戸数×0.2㎡以上の面積を確保すること。なお、数値は全て有効寸法とする。	間口を1.5m以上、奥行きを1m以上2m以下とし、最低でも2.0㎡以上の面積とした上で、戸数×0.2㎡以上の面積を確保すること。なお、数値は全て有効寸法とする。
構造	(1) コンクリート又はブロック等の腐食しない材料で開口部以外の3面に囲いを設け、床面は舗装等とすること。 (2) 囲いの高さは内法高で1m以上とすること。 (3) 原則として開口部分が公道に面するものであること。 (4) 道路面との段差を設けないこと。 (5) 勾配を設けて水はけを良くし、雨水又は汚水が溜まらない構造とすること。 (6) 防鳥用ネットなどを設け、ごみ飛散防止対策をすること。 (7) 次に掲げる必要事項を明記したごみステーション表示板を適切な大きさで作成し、設置すること。 ア 排出する際の注意事項 イ 家庭ごみの種類及び収集曜日 ウ 禁止事項その他市長が定めるもの (8) 屋根、扉を設ける場合はあらかじめ市と協議すること。 (9) 市への寄付採納を予定している場合は、ごみステーションを他の構造物とは独立させること。 (10) 囲いの内側にごみストッカー等を追加設置する場合は、1戸当たり45ℓのごみ袋が2つ以上排出されるものとし、これを収納できる容量のものとする。	

別表第2（第5条関係） 集合住宅

	4～9戸	10戸以上
寸法	間口を1.5m以上、奥行きを1m以上2m以下（倉庫型のごみ集積所にあつては、奥行きを1m以上）とし、最低でも1.5㎡の面積とした上で、戸数×0.2㎡以上（ワンルーム形式の場合は戸数×0.06㎡）の面積を確保すること。ただし、上部が開口するごみストッカーを設置する場合はこの限りでない。 なお、数値は全て有効寸法とする。	間口を1.5m以上、奥行きを1m以上2m以下（倉庫型のごみ集積所にあつては、奥行きを1m以上）とし、最低でも2.0㎡の面積とした上で、戸数×0.2㎡以上（ワンルーム形式の場合は戸数×0.06㎡）の面積を確保すること。また、51戸目からは1戸あたり0.1㎡とすること。 ただし、上部が開口するごみストッカーを設置する場合はこの限りでない。 なお、数値は全て有効寸法とする。
構造	1 ごみストッカー又は倉庫型の集積所を設置しない場合 (1) コンクリート又はブロック等の腐食しない材料で開口部以外の3面に囲いを設け、床面は舗装等とすること。 (2) 囲いの高さは内法高で1m以上とすること。 (3) 原則として開口部分が公道に面するものであること。 (4) 道路面との段差を設けないこと。 (5) 勾配を設けて水はけを良くし、雨水又は汚水が溜まらない構造とすること。 (6) 防鳥用ネットなどを設け、ごみ飛散防止対策をすること。 (7) 次に掲げる必要事項を明記したごみステーション表示板を適切な大きさに作成し、設置すること。	

	ア 排出する際の注意事項 イ 家庭ごみの種類及び収集曜日 ウ 禁止事項その他市長が定めるもの (8) ごみステーションを建物の壁面及び土留めとは独立させること。 2 ごみストッカーを設置する場合 (1) 1戸当たり 45ℓのごみ袋が2つ以上排出されるものとし、これを収納できる容量のものとする。 (2) 前面パネルの高さが概ね 70 cmを超えるものは、そのパネルが手前に倒れるか下降する構造とすること。 (3) ごみ袋が外部から視認できる構造とすること。 (4) 背面部分を公道に向けないこと。 (5) 上部の蓋については、軽量かつ耐久性のある材料とし、落下防止装置又は衝撃軽減装置等により急激に落下もしくは閉鎖しない構造であること。 (6) 次に掲げる必要事項を明記したごみステーション表示板を適切な大きさで作成し、設置すること。 ア 排出する際の注意事項 イ 家庭ごみの種類及び収集曜日 ウ 禁止事項その他市長が定めるもの 3 倉庫型のごみ集積所を設置する場合 (1) 高さは2m以上とすること。 (2) 扉を設置する場合は、全面開放したときの開口部が1m以上で、引き戸、シャッター等で収集作業に支障がないものとする。 (3) 背面部分を公道に向けないこと。 (4) カギを取り付ける場合は、収集当日の朝から収集が終わるまでの間、施錠しないこと。
--	---

	(5) ごみ袋が外部から視認できる構造とすること。 (6) 次に掲げる必要事項を明記したごみステーション表示板を適切な大きさで作成し、設置すること。 ア 排出する際の注意事項 イ 家庭ごみの種類及び収集曜日 ウ 禁止事項その他市長が定めるもの
--	--